

後期高齢者医療制度の運営のしくみ

1 後期高齢者医療制度の概要

(1) 被保険者（加入者）

- ・ 75歳以上の人（強制加入）
- ・ 65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり広域連合が認定した人（任意加入）

(2) 保険料率

- ・ 都道府県単位で設定
- ・ 広域連合が決定

(3) 保険料

- ・ 個人単位で賦課

(4) 一部負担金（自己負担金）の割合

- ・ 1割（現役並み所得者は3割）

2 運営主体（保険者）

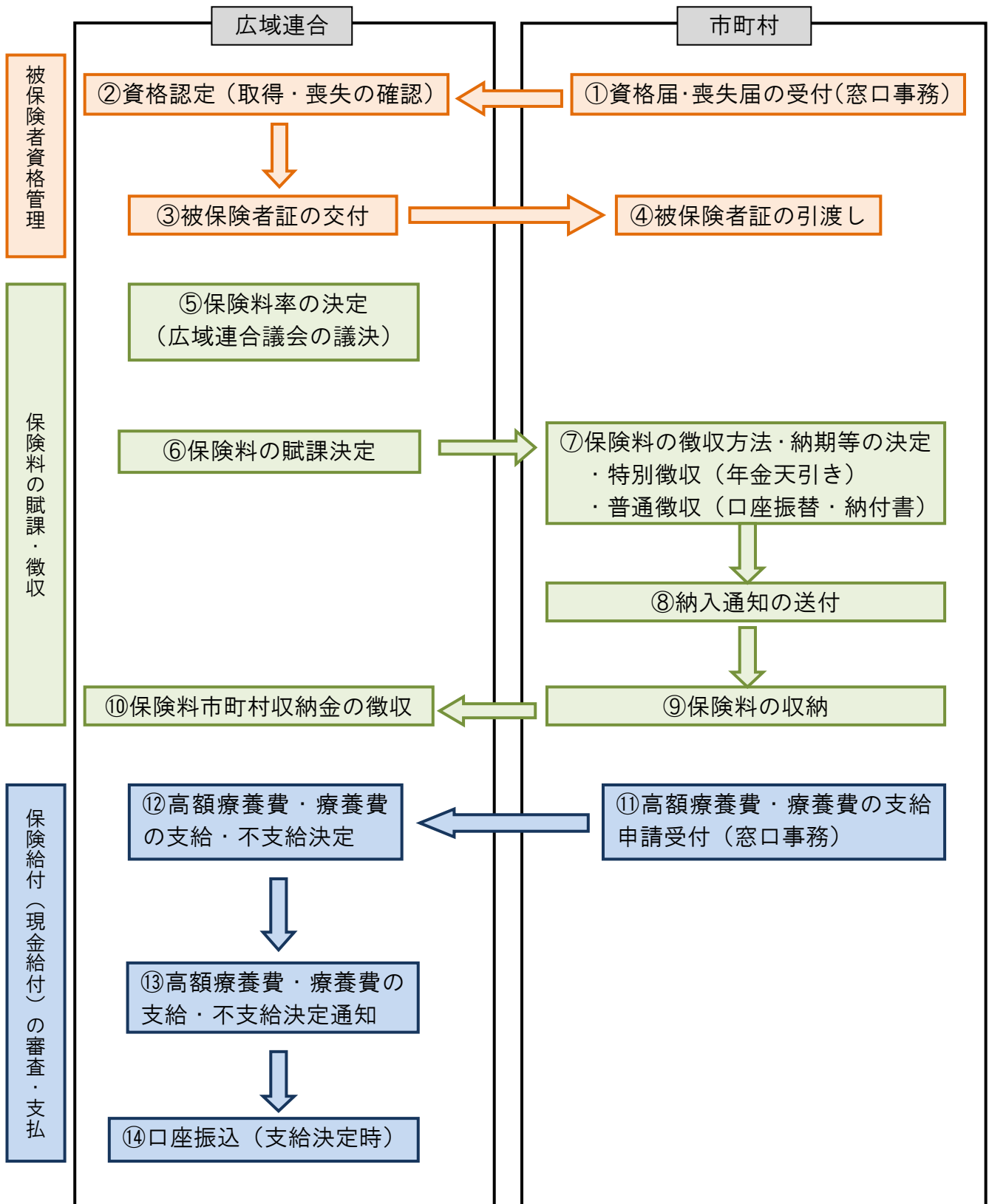
- ・ 広域連合

※ 後期高齢者医療に関する事務を処理するため、都道府県ごとにすべての市町村が加入して設立した広域連合が運営主体。福岡県の後期高齢者医療は、福岡県後期高齢者医療広域連合が運営。

広域連合は地方自治法第284条第3項に規定される特別地方公共団体。

3 広域連合と市町村の事務分担

高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定等に基づき、広域連合と市町村は、運営に係る事務を分担して行うよう定められている。



※広域連合が構成市町村の事務の一部を共同処理する場合の特定個人情報の授受について

窓口業務を市町村に残し，その他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合など，特定の事務を広域連合が構成市町村とともに処理する場合には，同一部署内での内部利用となり，番号法上の特定個人情報の提供に当たらず，また，庁内連携のための条例整備についても不要である。

（出所）『「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について（通知）」

平成27年2月13日付け府番第27号他』